

議案第10号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定の特例）

- 第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「規定する合計所得金額（）」とあるのは、「規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、）」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものと

する。

- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区介護保険条例第13条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定の特例を定める等の必要がある。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 7万8,600円</p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。)</u>をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 7万8,600円</p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____ <u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。)</u>をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各</p>

号のいずれにも該当しないもの
イ 略
(7) 次のいずれかに該当する者 8
万8,800円
ア 合計所得金額が210万円未満
である者であり、かつ、前各号の
いずれにも該当しないもの
イ 略
(8) 次のいずれかに該当する者 1
0万4,400円
ア 合計所得金額が320万円未満
である者であり、かつ、前各号の
いずれにも該当しないもの
イ 略
(9)～(14) 略
2 前項第1号から第3号までの規定に
かかわらず、保険料の減額賦課に係る
令和3年度から令和5年度までの各年
度における保険料率は、次の各号に掲
げる者の区分に応じそれぞれ当該各号
に定める額とする。
(1)～(3) 略
附 則
(令和3年度から令和5年度までの保険
料率の算定の特例)
第11条 第1号被保険者のうち、令和
2年の合計所得金額に所得税法第28
条第1項に規定する給与所得又は同法
第35条第3項に規定する公的年金等
に係る所得が含まれている者の令和3

号のいずれにも該当しないもの
イ 略
(7) 次のいずれかに該当する者 8
万8,800円
ア 合計所得金額が200万円未満
である者であり、かつ、前各号の
いずれにも該当しないもの
イ 略
(8) 次のいずれかに該当する者 1
0万4,400円
ア 合計所得金額が300万円未満
である者であり、かつ、前各号の
いずれにも該当しないもの
イ 略
(9)～(14) 略
2 前項第1号から第3号までの規定に
かかわらず、保険料の減額賦課に係る
令和2年度
_____における保険料率は、次の各号に掲
げる者の区分に応じそれぞれ当該各号
に定める額とする。
(1)～(3) 略
附 則

年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「規定する合計所得金額（）」とあるのは、「規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、）」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。